

第5期介護保険事業計画に基づく介護施設の設置及び運営事業者候補者
(第2次募集分) 選定面接審査会に係る傍聴要領

1 面接審査会概要

- (1) 会 場 : 盛岡市役所 4階 403 会議室
- (2) 日 時 : 平成 24 年 2 月 9 日 (木) 10:30~15:20
- (3) 対象施設: 小規模多機能型居宅介護事業所
- (4) 面接審査内容:

面接審査は、学識経験者及び被保険者の中から市長が委嘱する 2 名に市長が指名する盛岡市の職員 1 名を加えた 3 名の審査員と各応募者が出席します。

はじめに応募者がプレゼンテーションを行い、その後審査員がヒアリングを行う形式となります。なお、各応募者の持ち時間はプレゼンテーションとヒアリングを合わせて 20 分程度です。

2 傍聴する場合の手続

- (1) 面接審査の傍聴を希望する方は、会場前の受付窓口で次の各時間内に受付を行ってください。希望者が多数の場合は先着順により、定員 10 名の傍聴者を決定します。

①小規模多機能型居宅介護事業所

受付時間：平成 24 年 2 月 9 日 (木) 10 時 20 分から 10 時 30 分まで

- (2) 傍聴者は面接審査開始予定時刻までに、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (3) 開始予定時刻を過ぎた場合は、原則として入室できません。

3 審査の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、審査を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が審査の傍聴に際し留意事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場を指示する場合があります。

4 審査を傍聴する場合の留意事項

傍聴者は、審査を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 審査の実施中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により、発言を妨げる行為をしないでください。
- (2) 騒ぎ立てるなどして、審査の進行を妨げないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙はしないでください。
- (4) 許可を得ないで、会場において、写真撮影、通話通信、録画、録音等を行わないでください。
- (5) その他、会場の秩序を乱し、審査の妨げとなる行為を行わないでください。
- (6) 審査時間内は、原則として途中入退室ができません。
- (7) 傍聴は面接審査に限ります。
- (8) 原則として法人候補者の審査会出席者とその職員等は、当該法人が設置運営を希望する施設に係る他の法人候補者の面接審査を傍聴することは公平性の観点からできません。